特 集

弁護士会の国際交流

当会は，2007年3月27日に，シカゴ弁護士会と友好協定を締結した（表紙裏「東弁の活動」参照）。この協定締結をきっかけとして，今回は，国際委員会の協力を得て「弁護士会の国際交流」と題して特集を組んでみた。また，国際委員会の委員として活躍されている3名の方々から，日常の業務について紹介していただいたので，ご一読いただきたい。

東京弁護士会と国際活動

国際委員会委員長
矢吹 公敏

はじめに

グローバル化の波は，私たちのリーガルサービスにも押し寄せています。会社法，独占禁止法，証券取引法など最近の改正は明らかに欧米の制度にわが国の制度が近似してきていることを示していますし，企業買収（M&A），不動産取引やファイナンスなど企業法務の実務でも欧米の影響が如実です。数枚の契約書で数億円の取引をしていた契約実務も，欧米流の表明保証や補償条項を規定した長文の契約書になっていることをよく見かけます。一般の法律業務でも，裁判員制度のように書面ではなく，まさに口頭による欧米流の審理方法が行なわれようとしています。

さらに，弁護士の根源的価値（コア・バリュー）に対する相克が生じ，弁護士はサービス業なのかプロフェッションなのかという議論がなされ，ノブレス・オブリージュ（高貴な使命）という名誉を背負った公共に奉仕するという弁護士の役割についてまた議論が再燃しています。法曹人口の急激な増加を控えて，私たちがさらに海外の情報を得て，今後の弁護士および弁護士会のあり方を検討する必要性が高まっています。また，外国法事務弁護士による弁護士との共同事業や弁護士の雇用が認められ，国内でも国際的なリーガルサービスが量的にも質的にも向上しています。

こうした中で，東京弁護士会では，日本の首都の弁護士会として海外からの情報の還流と国内のリーガルサービスのますますの国際化を目指し，それが会員全員に還元できるように努力しているところです。本稿では，特に国際委員会の活動を紹介して，最近の東京弁護士会の国際活動を紹介し，多くの会員がその活動

に参加していただくようお願いしたいと思います。

私は，弁護士が「先生」と呼ばれる時代は終わったと思っています。海外では弁護士同士が皆ファーストネームで呼びますし，そうでなくとも「Mr.」をつけて苗字で呼びます。「先生」と呼ぶことはプロフェッションの証であるという意見もありますが，欧米で広く人権活動をしている多くの弁護士も別に「Sir」と呼ばれているわけではありません。顧客の立場からしても，「先生」と呼ぶだけで敷居の高さを感じるでしょう。こうしたことを感じさせてくれるのも国際化のおかげです。

弁護士と外国法事務弁護士との交流

現在，東京弁護士会に所属している外国法事務弁護士の数は36名ですが，米国，英国，ドイツ，オーストラリア，フランスなど様々な国から来ています。特に，最近，日本語に堪能な外国法事務弁護士の方が増えているように思います。国際委員会には，4名の外国法事務弁護士の方々がおられますが（1名は日本人），3名の外国国籍の方々はみな日本語が堪能です。委員会では，本年11月15日に開催される東京三弁護士会の国際セミナーが外国法事務弁護士の方々によるセミナーを計画していることから垣貫ジョンさん，クリストファー・ホジェンズさんに副委員長をお願いしていますが，お二人とも積極的に委員会活動に参加していただいています。

委員会では，外国法事務弁護士の方との交流を深めるために毎年交流会を開いています。これからは楽しいアトラクションやエンターテイメントを用意して，

外国法事務弁護士との交流会

弁護士と外国法事務弁護士の交流を深めていきたいと考えています。

海外のリーガルサービスの情報提供

前述のように，わが国のリーガルサービスが国際化していくに従い，海外の情報を収集してこれを会員に提供することが大切です。東京弁護士会では，毎年東京三弁護士会による国際セミナー・パーティを共催しています。2006年度は外弁法20周年を記念して「グローバル化する日本のリーガルマーケット」をテーマに，日本弁護士連合会とも共同してセミナー・パーティを行ないましたが，それまでは内外の専門家をスピーカーやパネリストとしてお呼びして「米国における敵対的買収の実務と日欧比較～日本企業の新しい実務への示唆～」「Attorney Client Privilege ～国際化と弁護士秘匿特権の新しい潮流～」「日本・中国・韓国の経済交流に伴う法律問題」などをテーマとしてセミナーを開催しました。

国際委員会では，三会のセミナー・パーティのほかに，東京弁護士会の夏期合同研究に参加してシンポを行なっています。昨年は，「法律事務所の形態・運営の現状――日米比較」というテーマでポール・デービス氏（外国法事務弁護士）に基調講演をお願いし，その後でパネルディスカッションを行ないました。デービス氏からは日本では戦略的な法律事務所運営をするという視点が欠けているのではないかという指摘があり，その通りだと感心した次第です。パネルディスカッションでも，若手の育成，スタッフとの共同など大変参考になる話がありました。今年も「組織内弁護士（インハウス・ローヤー）の日米比較」をテーマに分科会に参加します。さらに，国際委員会では，法律事務所運営（Law Firm Management）をテーマに今年1年研究会を開催する予定です（ちなみに，海外では法律事務所運営をテーマにする研修やセミナーに多くの弁護士が集まりますが，日本ではこのようなテーマでの研修・セミナーは少ないようです）。現在検討中のテーマは，新規弁護士のリクルート，若手の教育およびモチベー

在日米国商工会議所との共同セミナー・ランチ

ションの向上，事務所の組織・人事・収益・費用，リスクマネジメント（コンフリクトチェック〔利益相反〕，弁護士賠償責任保険など），外国法事務弁護士との協力などを考えています。また，在日米国商工会議所（ACCJ）と共同して，昨年は「対日投資から見た新会社法の問題点――三角合併を中心に」というテーマで共同セミナー・ランチを開催し多くの方が参加しました。

海外法曹団体との交流

東京弁護士会では，海外の都市弁護士会との定期交流について検討してきました。その主な理由は，①東京弁護士会の国際活動をより推進することができること，②海外の法曹団体との交流を通じて当該国の法律事情について情報収集が容易になること，③海外の法曹団体との交流を通じて東京弁護士会会員に国際交流の場を提供することができること，④東京弁護士会は，世界大都市弁護士会会議に参加しているが，その活動を補完することができることにあります。2005年度は上海弁護士会を訪問し，お互いの国のリーガルサービスについて意見を交換しました。2006年3月には，シカゴ弁護士会のケビン・P・ダーキン会長が来日して，東京弁護士会として初めての海外都市弁護士会との友好協定を締結しました。これからの両弁護士会の交流が楽しみです。

上海弁護士会もシカゴ弁護士会も東京弁護士会と同じく世界大都市弁護士会会議のメンバーです。世界大都市弁護士会会議は約20の世界の都市弁護士会の代表が2年に1度集まり，各弁護士会が取り組んでいる問題などについて忌憚のない意見交換をしています。いつも市民に向き合っている都市弁護士会との付き合いは，国別の弁護士会にはない雰囲気があります。世界大都市弁護士会会議への参加については，①各都市の弁護士会および弁護士から有益な情報を得られること，②会議が大規模でないことから親密な交流ができることなどの長所があります。今後，2010年の大会の東京での開催誘致を提案したいと考えています。

東京弁護士会は，国際法曹協会（International Bar Association）の会員です。IBAは，1947年に34の世界の法曹団体が参加して設立された歴史のある国際的な法曹団体です。現在，約2万人の個人会員と世界の約190の法曹団体が参加しています。IBA憲章によると，その活動目的は，法曹諸団体間の情報交換，司法の独立および法曹が不当な介入を受けることのない権利の保障の実現，および人権保障活動であり，その目的達成のためにIBAには，訴訟，仲裁，M&A，独占禁止法，エネルギー法などの専門分野毎に多くの委員会，構成部会などがあり，また人権活動を行なうHuman Rights Instituteが設置されています。昨年から世界の法曹団体の会合であるBar Issues Commissionが設立され，共通の話題について討議が重ねられています。

IBAの活動に参加する意義は，以下の理由で大きいと考えています。まず，①弁護士業務の国際化にともない，世界の弁護士が直面する問題がわが国にも直接影響するようになっています。マネーロンダリング規制，WTOGATS問題がその典型ですが，英国クレメンティ・レポート※に記載されたコンシューマーリズムに

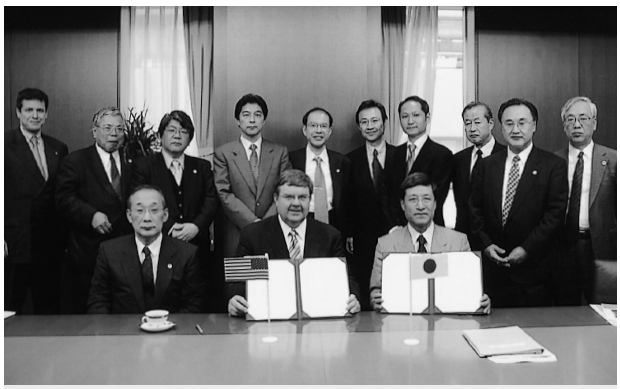

シカゴ弁護士会との友好協定締結

上海弁護士会訪問

端を発する紛議調停・綱紀懲戒制度の改革もこれからの課題です。こうした，世界の議論に積極的に参加し，情報を収集することが可能となります。②IBAのような国際法曹団体に積極的に参加し，その役員や委員会のメンバーになり，また適宜意見書などを提出することで，日本の弁護士会の存在をアピールし，前項のような世界の問題に対して，その意見が反映するように努力することが可能です。③IBAのような国際法曹団体に積極的に参加する東京弁護士会の会員を増やし，会員の国際化を推進していくことが可能となります。昨年のシカゴ大会参加者は，米国から500名，英国から500名弱，ナイジェリアから300名と100名規模で参加しています。日本からは30名ですが，それでも例年よりは多いと思われます。今後，IBA等国際法曹団体の活動を広く東京弁護士会の会員に紹介し，多くの会員の参加を呼びかけることが望ましいと思います。

若手による国際活動

シカゴ弁護士会の若手弁護士のセクションの活動は盛んで，その議長は弁護士会の会長と同行し会の活動に積極的に参加しています。東京弁護士会でも，新進会員活動委員会を設けていますが，若手中心の活動を推進していくことが次代への橋渡しとして大切だと思います。

本年は，国際委員会に，Young Lawyersプロジェクトチームを立ち上げ，若手の委員による積極的な国際活動を推進していく予定です。是非，多くの会員がそうした活動に参加していただくことを期待しております。

国際司法支援

日本の弁護士による発展途上国支援が注目されています。日本弁護士連合会では，国際交流委員会に「国際司法支援センター（International Legal Cooperation Center）」を設置してカンボジア王国弁護士会に対する弁護士養成支援，モンゴル弁護士会に対する調停制度支援，インドネシア・アチェの津波被害後の紛争処理手続支援などに関わってきました。これまでインドネシア，カンボジア，ベトナム，ラオス，モンゴルで合計約13名の弁護士が国際協力機構（JICA）の長期専門家として現地で汗を流しています。東弁からも，これまでにベトナム，カンボジア，インドネシアに4名の会員が派遣されています。途上国で汗を流して仕事をすることに興味のある方は，是非，国際司法支援活動弁護士登録制度にご登録下さい。登録すると，長期専門家の募集，プロジェクトへの参加募集，研究・研修のお誘いなどの情報を適宜メールなどで受けることができます。登録については，日弁連企画部国際課までご連絡下さい。

国内の国際問題

東京弁護士会では，外国人のための相談，救済業務を積極的に行なっています。わが国の入管制度，難民認定制度は，法制度上・運用上大きな問題を抱えています。そうした障害を見直し，外国人に優しい国際的な国になるように，外国人の法律相談を継続的に実施してきているほか，法改正や行政官庁の運用についても意見を述べているところです。この問題は国際委員会の所管ではありませんが（主として，外国人の権利に関する委員会が担当），東京弁護士会の重要な国際活動であることからご紹介しました。

※英国で政府からの委託を受けたクレメンティ卿が，法律業の規制制度に関する抜本的改革を提言したレポートを2004年12月に発表したものである。その後，この報告書をもとに法律サービス法案が議会で審議されている。

シカゴ弁護士会との友好協定のエピソード

国際委員会委員
小竹　治

ホテル近くのレストランで偶然の再会

話はシカゴのオヘア国際空港に降り立ったところからはじまる。

国際委員会の矢吹公敏委員長と私は，2006年9月13日の午後，世界大都市弁護士会会議（WCBL）並びにAmerican Bar Association（ABA）及びInternational Bar Association（IBA）のカンファレンスに出席するため，シカゴの空港に着いた。國生一彦前委員長と今は亡き奥様と，空港のターンテーブルで合流し，一緒にシカゴ弁護士会手配の宿泊先である会員制ホテルのユニオンリーグクラブに向かった。

シカゴ弁護士会のケビン・P・ダーキン会長と出会ったきっかけは，同年9月14日から16日にかけてシカゴで開催されたこのWCBLであった。前日の9月13日の夕方に地元の法律事務所の展望の良いフロアーで行なわれたレセプションの後，ホテルに戻り小腹がすいていたので矢吹委員長と相談して食事に行くこととなり，ホテルのコンシェルジュに近くのイタリアンレストランを教えてもらい食事に出かけたのである。さて，これが運命というべきものなのか，料理を一通り注文して私が席を立ったとき，先程のレセプションで顔を合わせたばかりの，ケビンとExecutive Directorのテレンス・M・マーフィーに，偶然に私が気づいて声をかけ，一緒に飲もうということになった。アイリッシュビールやベースボールなどの話をしながら，ビールなどを飲み交わすうちに，すっかり意気投合してしまい，戻って両名に伝統あるユニオンリーグクラブの各フロアーを案内してもらい，さらにホテルのバーで飲むことになった。

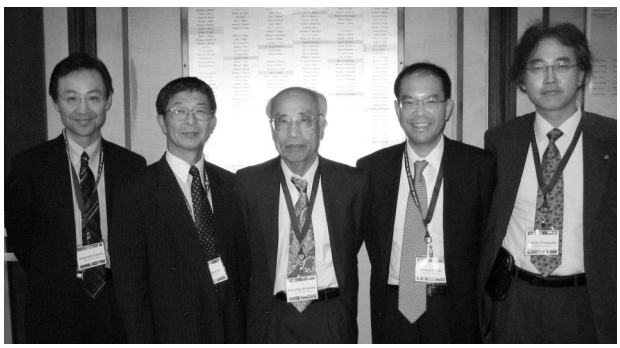

左から矢吹公敏委員長，塩川治郎委員，國生一彦前委員長，
筆者，渡邊信委員――シカゴ弁護士会の会館にて

WCBLで印象に残ったホスピタリティー

このことがきっかけで，WCBLの会議の期間中，両名に大変に親切にしていただいた。会議でのシカゴ弁護士会のホスピタリティーは，とてもすばらしくパーフェクトなものであった。今でも印象に残るのは，①シカゴ弁護士会出身の当時86歳のスティーブンス連邦最高裁判所判事のランチョンで，司法に民主主義が強く影響していることを感じたこと，②グアンタナモ基地のテロリスト収容の件について，プロボノで飛行機をチャーターまでして裁判を行ない，ブッシュ政権に対して勝訴を勝ち取った，シカゴの複数の有力法律事務所のメンバーのパネルディスカッションを聴いて，シカゴの法律事務所の政治力と底力を知ったこと，③湖畔の海軍のホールで，シカゴ弁護士会の会員自身による，ベートーベンのオーケストラ＆コーラスを聴き，組織の団結力の強さを感じたことである。

最終日には，次々回すなわち4年後（2010年）のWCBLの東京での開催に立候補し，他の大都市弁護士会のメンバーの賛同を得ることができた。これも両名の配慮とシカゴ弁護士会のサポートがあってはじめてできたことであり，このことについて日本からの参加メンバー（他に塩川治郎委員，渡邊信委員）は一様に感謝しているところである。

シカゴ滞在中の交流から生まれた姉妹提携

WCBLの後，矢吹委員長と私の2人は，引き続きシカゴで開催されたABA，IBAのカンファレンスに参加したが，その合間に，ケビンとそのお嬢さんのクリスティと一緒に，メジャーリーグのシカゴホワイトソックスの試合を見に行った。クリスティは，まだ小さくてかわいい盛りなのだが，大の野球ファンで野球選手になりたいとのことであった。このように滞在期間中に親しく付き合ううちに，シカゴ弁護士会と姉妹提携をしたらどうかを私が矢吹委員長に提案し，矢吹委員長もそれはおもしろいということになり，ケビンに話したところ，ケビンも乗り気になり，双方の弁護士会で検討することとなったのである。我々は，再会を約束し，帰国の途についたのである。

お互い初めての姉妹提携ということであったが，ケビンの任期満了前に実現した方がよいとの判断で，その後，矢吹委員長がケビンと精力的にメールで連絡を取り合い，ケビンがシカゴ弁護士会側の調整をし，国際委員会担当の佐瀬正俊前副会長が東弁側の調整をし，友好協定締結にこぎつけることができたのである。

これが今回の友好協定のいきさつであり，何らかの記録として残しておいた方が後々のためであると思い，言い出しっぺの1人として筆をとった次第である。

東弁で協定締結セレモニー 1日かけて東京のポイントを案内

2007年3月26日にケビンが来日し，翌27日に東弁でセレモニーが執り行なわれた。吉岡桂輔前会長との協定書署名式，常議員会でのケビンのスピーチ，平山正剛日弁連会長の表敬訪問，東京地裁の法廷傍聴，弁護士会の見学などが行なわれた。夜は帝国ホテルにて懇親会が行なわれ，東弁の理事者及び国際委員会の委員との間で友好的で活発な意見交換がなされた。

翌28日は，ケビンが初来日とのことで，私が1日かけて東京を案内した。午前中は，皇居，東御苑を散策した後，国会に行き，参議院本会議を傍聴し，国会議員との意見交換を行なった。午後は，最高裁判所に行き，関端広輝委員も同席し，東弁出身の才口千晴最高裁判事と

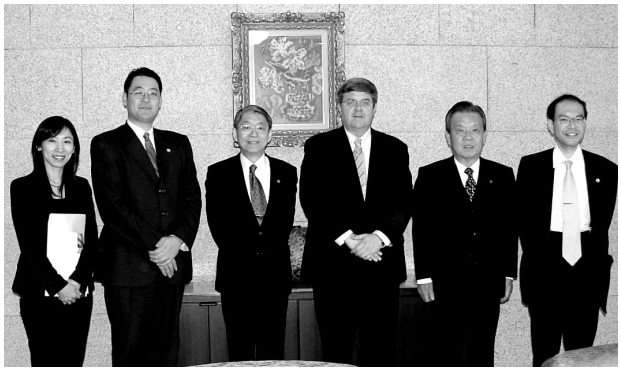

右から筆者，才口千晴最高裁判事，ケビン・P・ダーキン会長，島田仁郎最高裁長官，関端広輝委員――最高裁判所にて

会談，才口判事のはからいで，島田仁郎最高裁長官を表敬訪問した。その後，水上バスで隅田川を溯って，浅草寺を散策し，上野公園で桜の花見をした後，六本木ヒルズに登り，東京ミッドタウンに寄って，夜は銀座の交詢社で矢吹委員長，関端委員などと会食をしたのである。

語学力以外のものが結果を出すきっかけに

以下は私の個人的意見である。シカゴはアメリカで3番目の人口の大都市であることは多くの人の知るところであるが，ニューヨークもロサンゼルスも多国籍化してしまい，実際にアメリカらしい家庭的で政治力のある大都市は正にシカゴであると思う。民主党の有力な大統領候補のオバマ氏もシカゴ弁護士会の出身である。ABAの本部もシカゴにある。シカゴ弁護士会とのネットワークは，東弁にとって必ずや有意義なものになると考える。今回は，瓢箪から駒のように友好協定ができたのであるが，語学力というよりもそれ以外のものが結果を出すことに結びついたと思う。シカゴで時を同じくして，IBAの事務総長に川村明弁護士（二弁会員）が選出された。この選挙に矢吹委員長が深くかかわり，私も各国の弁護士の考え方や勢力図を垣間見ることができ，川村弁護士とも酒を飲んで話をする機会を与えられ，川村弁護士の人柄に接することができた。この川村弁護士の人柄が選挙の勝利に結びついたことは間違いない。

このエピソードを参考にして，若い会員が国際委員会に参加し，海外のすばらしい人々との交流を深めることを願って，筆を置くこととしたい。

日本での
国際リーガルサービスの現場で

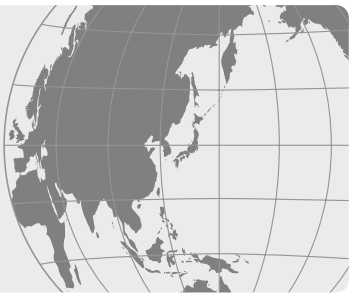

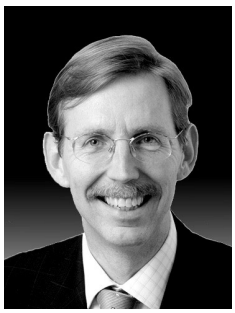

Christopher M. Hodgens

クリストファー・マーク・ホジェンズ 外国特別会員

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
オーストラリア ビクトリア州及びニュー・サウス・ウェールズ州において弁護士登録。
2002年2月より，外国法事務弁護士として東京弁護士会に所属。東弁国際委員会副委員長。
国際的なM&A案件，その他の企業法務を主に手がける。
1981年から83年まで，文部省の交換留学生として筑波大学に留学。日本語堪能。

Q：どのような仕事をしていますか？

A：コーポレート・ローヤー（Corporate Lawyer）として，主にクロス・ボーダー（Cross-border）及び企業買収（M&A），特にインバウンド（Inbound―日本的に言うと「Out-In」，外国企業による日本企業へのM&A）の案件を所内の弁護士と協力して担当しています。

具体的には，外国の依頼者と，電話会議，E-mailなどを通じて連絡を取り合い，依頼内容や質問事項の整理をした上，助言メモや契約書等の作成，及びレビューなどを行ない，その結果を依頼者に伝えるのが毎日の仕事です。多くの場合，日本法が絡むため，所内の弁護士と一緒にチームを組み，日本法に関する部分は日本の弁護士が責任をもって依頼者に対応しています。

Q：毎日・毎週どれくらいの時間仕事をしていますか？

A：担当する案件数や規模，及びその他の所内の仕事の量にもよりますが，1日12時間，週70時間以上，仕事をする場合もあります。

Q：所属している事務所はどのような事務所ですか？

A：世界38カ国に70事務所を擁するベーカー＆マッケンジーのメンバーファームとして，120名を超える各分野の専門家（弁護士78名，外国弁護士30名，他に税理士・公認会計士・弁理士など）が所属しており，それぞれの文化や言語，専門知識と経験を活かして，国際化・多角化の著しい企業法務案件に対応しています。外国法共同事業を営む法律事務所としては，国内最大級の規模です。

Q：日本に来られる前はどのような仕事をしていましたか？

A：今年，来日9年目になります。今の事務所に所属する以前は，ベーカー＆マッケンジーのシドニー事務所にてアソシエートとして勤務していました。紛争解決，不動産，コーポレートそれぞれのプラクテイスグループで実績を積んだ後，コーポレート案件を専門に取り扱っていました。来日前には，日本の大手商社に出向した経験があります。

Q：日本で仕事をすることで特に楽しいことはありますか？

A：日本でというより，東京というニューヨークやロンドンに並ぶ国際ビジネス・金融センターで，国際法律事務所の一員として仕事をすること自体が非常に楽しいことです。日本を舞台に，アメリカ，イギリス，フランス，ドイツ，カナダ，中国，オーストラリアと様々な国の弁護士と一緒に国境を越えた仕事をする醍醐味は格別です。

Q：日本で仕事をしていて難しいと感じた経験はありますか？

A：特にそうした経験はないが，やはり日本法や日本の法制度を外国の依頼者に十分わかってもらうことは決して容易なことではないと思います。

Q：日本の弁護士と共同で事務所を運営することでよい点，難しい点はなんでしょうか？

A：日本の弁護士と外国法事務弁護士が，共同で事務所を運営することは，外国の依頼者にとって，日本の法律や法制度を正しく理解するために，大きなメリットがあると思います。日本の弁護士のアドバイスを正しく外国の依頼者に伝えるには，その国の制度や文化に通じたその国の専門家のサポートが欠かせません。特にクロス・ボーダー案件において，日本と外国の弁護士が緊密に協働している1つの法律事務所に依頼することは，案件処理上，最も効率が良く，かつ，質においての一貫性や信頼性の面で優位性があると思います。

難しい点としては，一般的に欧米のプロフェッショナルに比較すると，日本の弁護士は，経営戦略の策定，マーケティング，指導育成プログラム等，法律に直結しないトレーニングやスキルについては，内容によってあまり馴染みが無いように見受けられることです。

Q：委員会活動をすることにどのような意義があると思われますか？

A：委員会活動を通して，仕事上では得られない，外国法事務弁護士及び日本の弁護士との交流や意見交換の機会が増加し，われわれ外国法事務弁護士にとっては，日本の弁護士が直面している様々な法曹界の問題を知ることができる意義もあると思います。

Q：東弁でどのような国際交流活動をしたいですか？

A：本年，国際委員会の副委員長に選任していただき大変光栄に思います。主な活動内容として，三会の国際セミナー及びACCJとのジョイントセミナー開催に向けて努力していきたいと思います。

外国法事務弁護士とは？

1987（昭和62）年4月1日に，外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法が施行され，20年経つ。

特別措置法により，外国法事務弁護士は，原資格国（自分が資格を有する国）の法律と一定条件のもとで指定法（日本以外の第三国の法律）事務を業務とし，渉外的要素を有する法律事務は日本の弁護士と共同して事業を営むことができ，現在は外国法事務弁護士による日本の弁護士の雇用も可能である。また，日本の弁護士資格は持たないので，日本の裁判所での訴訟代理を含む日本法に関する法律事務はできないが，日本で行なわれる国際仲裁事件の手続は日本の法律ないし外国の法律にかかわらず，日本の弁護士と同様に当事者を代理して活動が可能である。外国法事務弁護士になるには，一定の要件のもとで，法務大臣の承認を経た上で，日弁連に備える外国法事務弁護士名簿及び入会しようとする各弁護士会に備える外国特別会員名簿に登録しなければならない。2007年6月1日現在，全国の外国法事務弁護士（外国特別会員）は253名，当会には36名（第一東京弁護士会は78名，第二東京弁護士会は120名）が登録している。

当会に所属する外国特別会員について

当会の会費は月額17500円，日弁連の会費は月額13550円であり，日弁連特別会費はない。その他に，弁護士会の新会館臨時会費130万円の負担がある。弁護士自治への参加については，特別措置法に掲げる事項についての会則又は会規の制定又は改廃などの事項を審議する総会に出席して当該議案について意見を述べ，議決権を行使することができる。予算・決算の審議では，直接外国特別会員に関する事項に関して意見を述べることができ，その他の議案については総会の議事を傍聴できる。また，当会の役員，常議員の選挙権及び被選挙権はなく，弁護士法が関わる一部委員会を除き，当会の委員会活動に参加できる。その他，図書館の利用や法律研究部への参加も可能である。当会で行なわれている各種の研修会などへの参加も可能である。なお，外国特別会員の職務に関する紛議は当会紛議調停委員会が調停するが，懲戒手続は弁護士の懲戒手続の構造と異なり，懲戒権限は日弁連にあり，所属弁護士会にはない。

Toshihiko Tsuchiya

土屋 年彦 会員

45期　オリック東京法律事務所
1993年4月弁護士登録。2000年1月ニューヨーク州弁護士登録。
米国留学後，国内中規模事務所から，米国西海岸発祥の外資系法律事務所に移籍。
パートナーとして，不動産の流動化・証券化，不動産ファイナンスを主に取り扱っている。
クライアントは，米国，EUを中心とした外資系投資銀行，運用会社など。
東弁国際委員会副委員長。

Q：どのような仕事をしていますか？

A：主に外資系の投資銀行，ファンドを代理して，不動産の証券化，流動化案件を中心とした仕事をしています。レンダー側，ボロワー側でいうと，ボロワー側の仕事が多くなっています。同じファンド内で企業買収を行なうクライアントもおり，M&Aを担当することもあります。

Q：毎日・毎週どれくらいの時間仕事をしていますか？

A：月によってかなりばらつきがありますが，クライアントに請求できる時間として平均すると週50時間前後だと思います。それ以外に，事務所内の仕事（パートナーの打合せ，経理関係，リクルート活動など）もあります。

Q：所属している事務所はどのような事務所ですか？

A：サンフランシスコを拠点とする米国系法律事務所と外国法共同事業を行なっています。東京での構成は，日本人と外国人とが半々程度になっています。ただし，外国人といっても，フランス，ロシア，韓国など様々な構成になっています。

Q：外資系に移られる前はどのような仕事をしていましたか？

A：国内の中規模渉外事務所で，M&A，国際取引，株主総会関係など，一般企業法務を幅広く行なっていました。

Q：外国の弁護士と事務所を運営することでよい点，難しい点はなんでしょうか？

A：よい点としては，やはりクロスボーダーな仕事において，クライアントにとり使いやすい形でサービスを提供できることだと思います。例えば日本のクライアントから見た場合，私どもまたはバイリンガルな外国弁護士と東京でやり取りすれば足り，海外の法律事務所を直接利用する場合の困難さや，国内の法律事務所を通じて海外の法律事務所を利用される場合の二重のやり取りを避けることができます。また，米国その他の国々での最新の知見を取得しやすいという利点もあります。

難しい点としては，米国でのリーガルマーケットを前提とした事務所全体のポリシーを東京にそのまま当てはめてもうまくいかないところがあり，その点をどのようにローカライズしていくかがあげられます。また，海外オフィスとのコンフリクトの調整も大変な場合もあります。ただし，コンフリクトの調整は，国内の大手事務所でも，今後ますます大きな問題になっていくのではないかと思います。

Q：委員会活動をすることにどのような意義があると思われますか？

A：私のようなビジネス関係を中心とする弁護士の場合，クライアントの仕事で完全燃焼してしまう傾向にありますので，それ以外の事柄に真剣に取り組める機会として楽しませていただいています。弁護士法の理想からは程遠いですが（笑）。

Q：東弁でどのような国際交流活動をしたいですか？

A：現在は，東京弁護士会を外国にアピールしていくインフラとなる，英語での資料の整備に主に取り組んでいます。今後は，それに加え，外国法事務弁護士の方々との交流にも取り組んでいきたいと考えています。私どもは，日々同じ事務所内で外国弁護士との交流がありますが，外国弁護士の東京での活動の広さに比べて，弁護士と外国弁護士との交流は，一般的には限られたものになっているのではないでしょうか。

Michael Andreas Mueller

ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー 外国特別会員

ミュラー外国法事務弁護士事務所，ドイツ弁護士
1964年ドイツ連邦共和国キール市生まれ。ベルリン自由大学法学部卒。
19歳のとき1983年に初来日。
2000年1月にベルリンにて弁護士資格取得。
2006年9月より，ドイツ中小企業連盟日本代表として再来日。
2007年1月より外国法事務弁護士として東京弁護士会に所属。東弁国際委員会委員。日本語対応可能。

Q：どのような仕事をしていますか？

A：専門は商法，会社法，労働法で，顧客は中小企業が主です。日本やドイツでの子会社の設立，共同開発契約，輸入代理店とのトラブルなどに対応しています。

ドイツ中小企業のアジア進出が活発ですので，将来的には，ドイツ企業と第三国企業間の，日本での仲裁裁判を手がけたいと思っています。ドイツと日本の法制度が似ているため，ドイツ側も日本での調停を期待すると思います。

Q：日本で仕事をしていて，難しいと感じた経験はありますか？

A：日本とドイツの法制度が似ていると言っても，法律に対するとらえかたあるいは構えかたはまったく違います。ドイツ人にとって，法律は「権利」であり，互いにかわした契約は「絶対的な権利」です。対して日本人にはまだ信用をもとにしていて，曖昧なところがあると思います。

ドイツからクライアントが来日する場合には，短期間に集中して対処しなければならないので，気をつかいます。法律的なこと以外にも，例えば本国との時差などにも気を配ります。万が一の時にクライアントの本社に連絡がつくようにです。このような場合，時間の余裕がほとんどないことも多いので，こちらでの弁護士や税理士との連結も大事です。日本人のパートナー達と仕事をしていますが，ドイツ側の急な変更や依頼に対しても，文句ひとつ言わずに淡々と作業をしてくれるので，ドイツ人には好評です。

日本で活動するドイツ法弁護士として，日独法律上取引の専門知識と同じぐらい大切なのは，日本のメンタリティーの理解です。中小規模の国際ビジネスでは，勘違いやコミュニケーションの延滞が重なって，トラブルに発展することが少なくありません。お互いの慣習や状況を理解するのは大変大事です。双方の立場を丁寧に説明し，日独間の相互理解を手伝いながら，解決策を提案するのが私の役目だと思っています。

また最近は，アジア景気の勢いに乗って，アジアのビジネスを拡大し，子会社を日本に設立するドイツの中小企業も増えています。この場合にも法律手続きだけでなく，多く慣習などのアドバイスを求められます。

近年本国ドイツでは，弁護士であるうえに，さらに商法，会社法，労働法，IT法などの専門資格（試験制度）を習得する傾向が強まっています。いわば，仕事をさらに専門化するわけですが，私の日本での仕事は，逆に様々な分野での幅広い知識が求められます。顧客のドイツ中小企業は規模も分野も様々ですので，個々にフレキシブルに対応しなければなりません。

Q：東弁でどのような国際交流活動をしたいですか？

A：東京弁護士会では，外国弁護士がもっと他の会員との交流を積極的にやるべきだと思います。自国での事情や，あまり皆さんやりたがらないかもしれませんが，差し支えない程度での仕事上の失敗談の披露など，おもしろいと思います。